

三 行商その他これに類する行為

四 宣伝その他これに類する行為

五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(入園の制限)

第十七条 指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者又はこれらの規定に違反した者に対して、縮景園への入園を拒否し、又は縮景園からの退去を命じることができる。

(原状回復義務)

第十八条 園内施設の利用者は、その利用を終了したとき(利用許可を受けた者が第十四条第一項の規定により利用許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第十九条 施設等又は附属設備をき損し、汚損し、又は滅失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

第四条の次に次の十条を加える。

(指定管理者による管理)

第五条 縮景園の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより、知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 第三条各号に掲げる業務のうち、前条第二項に掲げる業務を除いたものを行うこと。

二 施設等の利用の許可に関すること。

三 施設等及び附属設備の維持及び修繕に関すること。

四 施設等の利用に係る料金及び入園に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。

五 その他知事が別に定める業務を行うこと。

(開園時間)

第六条 縮景園の開園時間は、次のとおりとする。

一 四月一日から九月三十日まで 午前九時から午後六時まで

二 十月一日から翌年の三月三十一日まで 午前九時から午後五時まで

2 前項の規定にかかわらず、知事又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の開園時間を変更することができる。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(休園日等)

第七条 縮景園の休園日は、一月二日、一月三日及び十二月二十九日から十二月三十一日までの日とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休園日以外の日において臨時に休園し、又は同項の休園日において臨時に開園することができる。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

(利用の許可)

第八条 施設等を利用しようとする者は、知事及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をする場合においては、縮景園の管理上必要な限度において条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第九条 指定管理者は、施設等の利用の目的又は方法が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしてはならない。

一 公益を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき、その他住民の福祉を増進する目的に照らし適当でないときと認められるとき。

二 施設等及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。

三 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

四 その他縮景園の管理及び運営上支障があると認められるとき。

(園内施設の利用期間)

第十条 園内施設の利用期間は、引き続き五日を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(利用料金の納付等)

第十一条 施設等を利用する者は、指定管理者が別表第一から別表第三までに定める金額の範囲内で知事の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、知事が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合その他知事が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者が縮景園に入園するときは、入園に係る利用料金を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

三 療育手帳の交付を受けている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学に在学する外国人留学生

七 小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)、中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)、又は高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)

八 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」といふ。)

九 小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒(次のいずれかに規定する場合に限る。)

イ 二十歳以上の引率者が同伴して入園する場合

ロ 土曜日に入園する場合

ハ 祝日法第二条に規定することの日に入園する場合

ニ ひろしま教育の日を定める条例(平成十三年広島県条例第四十号)第三条に規定するひろしま教育ウィークに入園する場合

十 その他知事が別に定める者

2 指定管理者は、前項第一号から第四号までに掲げる者が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

3 指定管理者は、教育委員会が主催する事業のために施設等を利用する場合又は知事が別に定める場合は、利用料金を減免することができる。

(利用料金の収入)

第十三条 第十一条第一項の規定により、施設等を利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用許可の取消し等)

第十四条 指定管理者は、利用許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の全部若しくは一部を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命ずることができる。

一 許可された利用目的以外に施設等を利用したとき。

二 第九条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

四 この条例(これに基づく規則その他の規程を含む。)の規定又は第八条第二項の規定により付された条件に違反したとき。

五 利用許可に基づく権利を譲渡し、又は他人に利用させたとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、利用の方法を制限し、又は利用の停止を命

じたことによつて、利用許可を受けた者に損失が生じることがあつても、県又は指定管理者は、これに対して補償する義務を負わない。

附則の次に別表として次の三表を加える。

別表第一(第十一条関係)

入園に係る利用料金の範囲

区分	個人	団体(二〇人以上の場合とする。)	他施設との共通券による場合
小学校児童及び中学校生徒	一人一回につき 八〇円から一六〇円まで	一人一回につき 七〇円から一三〇円まで	
高等学校生徒	一人一回につき 一二〇円から二四〇円まで	一人一回につき 九〇円から一九〇円まで	
大学生	一人一回につき 一二〇円から二四〇円まで	一人一回につき 九〇円から一九〇円まで	一人一回につき 九〇円から一九〇円まで
その他一五歳以上の者	一人一回につき 一七〇円から三三〇円まで	一人一回につき 一四〇円から二六〇円まで	一人一回につき 一四〇円から二六〇円まで

備考 他施設とは、広島県立美術館のほか、あらかじめ知事の承認を得て指定管理者が定める施設をいう。

別表第二(第十一条関係)

駐車場の利用料金の範囲

種別	長さ	単位	利用料金の範囲
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)第三條に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪	四・七〇メートル以下のもの	一台につき 一時間まで	二一〇円から三九〇円まで
	四・七〇メートルを超えるもの	一台につき 一時間まで	四二〇円から七八〇円まで

自動車以外の小型自動車及び軽自動車	一時間を超える時間三〇分までごとに	まで
		二一〇円から三九〇円まで

別表第三(第十一条関係)

園内施設の利用料金の範囲

園内施設名	単位	利用料金の範囲
明月亭	一時間までごとに	一、四〇〇円から二、八〇〇円まで
清風館	一時間までごとに	四、三〇〇円から八、二〇〇円まで

(広島県立美術館条例の一部改正)

第二条 広島県立美術館条例(昭和四十三年広島県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第八条中第五号を第七号とし、同条第四号中「飲食をしない」を「飲食しない」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 指定管理者の指示に従うこと。

第八条第三号中「かけない」を「掛ける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をしない」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 展示施設等及び駐車場その他の美術館の施設並びに附属設備をき損し、又は汚損しないこと。

第八条を第十七条とし、同条の次に次の五条を加える。

(禁止行為)

第十八条 美術館においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、教育委員会の許可を受けた場合は、この限りでない。

- 一 寄附の募集
- 二 爆発物その他危険物等の持込み
- 三 行商その他これに類する行為
- 四 宣伝その他これに類する行為

五 広告物等の掲示若しくは配布又は看板、立札類の設置

(入館の制限等)

第十九条 教育委員会又は指定管理者は、前二条の規定に違反するおそれのある者又はこれらの規定に違反した者に対して、美術館への入館を拒否し、又は美術館からの退去を命じることができる。

(原状回復義務)

第二十条 展示施設等の利用者は、その利用を終了したとき(利用許可を受けた者が第十六条第一項の規定により利用許可を取り消されたときを含む。)は、直ちに利用場所を原状に復し、指定管理者の検査を受けなければならない。

(損害賠償義務)

第二十一条 展示施設等及び駐車場その他の美術館の施設、附属設備又は展示資料等を引き損し、汚損し、又は滅失した者は、これによつて生じた損害を賠償しなければならない。

(委任規定)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第七条第一項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同項第二号中「第五条」を「第九条」に改め、同項第四号中「規則」を「教育委員会規則」に、「第四条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第二項中「県」の下に「又は指定管理者」を加え、同条を第十六条とする。

第六条の見出しを「(入館料の納付等)」に改め、同条第一項中「入館料を、展示施設等を利用しようとする者は施設使用料を、駐車場を利用する者は駐車料」を「別表第一に定める入館料」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 入館料は、知事が別に定める場合を除き、前納とする。

第六条第三項を削り、同条第四項中「入館料等」を「入館料」に改め、同項を同条第三項とし、同条を第十一条とし、同条の次に次の四条を加える。

(利用料金の納付等)

第十二条 展示施設等及び駐車場を利用する者は、指定管理者が別表第二及び別表第三に定める金額の範囲内で教育委員会の承認を受けて定める利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、教育委員会が別に定める場合を除き、利用許可を受ける際に納付しなければならない。

3 既納の利用料金は、返還しない。ただし、利用許可を受けた者がその責めに帰することができない理由により利用できない場合その他教育委員会が別に定める場合には、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を返還することができる。

(入館料の減免)

第十三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が美術館の展示する美術品等を観覧するときは、通常の展示に係る入館料を減免することができる。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者

三 療育手帳の交付を受けている者

四 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

五 六十五歳以上の者

六 県内の大学に在学する外国人留学生

七 小学校(特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。)、中学校(特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。)、又は高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)の校長が学校教育活動であることを証明した場合の小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒の引率者

八 祝日法第二条に規定するみどりの日に入館する者

九 特別の展示と併せて通常の展示を観覧する者

十 その他知事が別に定める者

2 知事は、次の各号のいずれかに該当する者が美術館の展示する美術品等を観覧するときは、特別の展示(教育委員会が行うものに限る。)に係る入館料を減免することができる。

- 一 祝日法第二条に規定することもの日に入館する小学校の児童又は中学校の生徒
- 二 祝日法第二条に規定する文化の日に入館する者
- 三 ひろしま教育の日を定める条例(平成十三年広島県条例第四十号)第三条に規定するひろしま教育ウィークに入館する小学校の児童又は中学校若しくは高等学校の生徒

四 その他知事が別に定める者

(利用料金の減免)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、展示施設等の利用料金を減免することができる。

- 一 教育委員会が、主催する事業のために展示施設等を利用するとき。
- 二 前条第一項第一号から第四号までに掲げる者(以下「身体障害者等」という。)又は身体障害者等が主体となつて構成する団体が、美術活動として展示施設等を利用するとき。

三 国又は地方公共団体が、身体障害者等の美術の振興を図る行事のために展示施設等を利用するとき。

四 社会福祉事業を推進する団体が当該団体の設立の目的のために利用するとき。

五 小学校、中学校若しくは特別支援学校の幼稚部又は幼稚園(以下「小学校等」という。)の校長又は園長が学校教育活動であることを証明した場合において、当該小学校等の児童若しくは生徒又は幼児が利用するとき。

六 その他教育委員会が別に定める場合

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、駐車場の利用料金を減免することができる。

- 一 教育委員会が、主催する事業のために駐車場を利用するとき。
- 二 身体障害者等が、自ら車両を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して駐車場を利用するとき。

(利用料金の収入)

第十五条 第十二条第一項の規定により展示施設等及び駐車場を利用する者が納付する

利用料金は、指定管理者の収入とする。

第五条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「展示施設等」の下に「及び駐車場」を加え、同条第二号中「美術館の設備」を「駐車場並びに附属設備」に改め、同条第四号中「前三号に掲げる場合のほか、」を「その他」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の一条を加える。

(展示施設等の利用期間)

第十条 展示施設等の利用期間は、引き続き七日を超えることはできない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

第四条の見出し中「展示施設等の」を削り、同条第一項中「展示施設及び講堂(以下「展示施設等」という。)」を「展示施設等及び駐車場」に、「教育委員会」を「教育委員会規則及び指定管理者の定めるところにより、指定管理者」に改め、同条第二項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第八条とする。

第三条の次に次の四条を加える。

(職員)

第四条 美術館に、館長その他必要な職員を置く。

2 館長は、前条第一号及び第三号に掲げる業務並びに同条第二号及び第四号に掲げる業務のうち次条第二項第一号に掲げる業務を除いたものを掌理し、所属職員を指揮監督する。

(指定管理者による管理)

第五条 美術館の管理は、広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成十六年広島県条例第二十八号)の定めるところにより、教育委員会が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 第三条第二号及び第四号に掲げる業務のうち教育委員会規則で定めるものを行うこと。

二 美術館の展示施設及び講堂(以下「展示施設等」という。)並びに駐車場の利用の許可に関すること。

三 展示施設等及び駐車場その他の美術館の施設並びに附属設備の維持及び修繕に関すること。

四 展示施設等及び駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。

五 美術館の入館料の徴収に関すること。

六 その他教育委員会が別に定める業務を行うこと。

（開館時間等）

第六条 美術館の開館時間は、午前九時から午後五時までとする。ただし、土曜日は、午後七時まで開館時間を延長する。

2 講堂及び駐車場の利用時間は、次のとおりとする。

一 講堂 午前九時から午後九時まで

二 駐車場 午前九時から午後九時十五分まで

3 前二項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、第一項の開館時間又は前項の利用時間を変更することができる。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

（休館日等）

第七条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号。以下「祝日法」という。）に規定する休日となる場合を除く。）

二 十二月二十五日から翌年の一月一日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会又は指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の休館日以外の日において臨時に休館し、又は同項の休館日において臨時に開館することができる。この場合においては、指定管理者は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

別表（第十一条関係）

一 通常の展示の場合

区分	個人	団体（二十人以上の場合とする。）	広島県縮景園との共通券による場合
大学生	一人一回 三〇〇円	一人一回 二四〇円	一人一回 二四〇円
その他一五歳以上の者（中学校及び高等学校の生徒を除く。）	一人一回 五〇〇円	一人一回 四〇〇円	一人一回 四〇〇円

二 特別の展示の場合

一人一回 二、〇三〇円以内で知事が定める額

別表を別表第一とし、同表の次に次の二表を加える。

別表第二（第十二条関係）

展示施設等の利用料金の範囲

施設区分	入場料の有料の場合		入場料の無料の場合	
	一日につき	一時間につき	一日につき	一時間につき
第一 展示室	八〇〇円から一、七〇〇円まで	七〇〇円から一、三〇〇円まで	七、〇〇〇円から一三、〇〇〇円まで	四〇〇円から九〇〇円まで
第二 展示室	一、五〇〇円から二、九〇〇円まで	一、二〇〇円から二、三〇〇円まで	一、二〇〇円から二、三〇〇円まで	七〇〇円から一、五〇〇円まで
第三 展示室	一、五〇〇円から二、九〇〇円まで	一、二〇〇円から二、三〇〇円まで	一、二〇〇円から二、三〇〇円まで	七〇〇円から一、五〇〇円まで
第四 展示室	一、五〇〇円から二、九〇〇円まで	一、二〇〇円から二、三〇〇円まで	一、二〇〇円から二、三〇〇円まで	七〇〇円から一、五〇〇円まで
第五 展示室	一、六〇〇円から三、一〇〇円まで	一、三〇〇円から二、四〇〇円まで	一、三〇〇円から二、四〇〇円まで	八〇〇円から一、六〇〇円まで
講堂	二、四〇〇円から四、七〇〇円まで	二、四〇〇円から四、七〇〇円まで	一、二〇〇円から二、四〇〇円まで	一、二〇〇円から二、四〇〇円まで

電気設備を利用する場合 実費を基準として教育委員会が定める範囲とする。

備考

- 一 この表において「一日」とは、美術館の開館時間とする。
- 二 日曜日、土曜日及び祝日法に規定する休日における入場料有料の場合の利用料金の額は、指定管理者が定める額の二割を加算する。
- 三 展示物の搬入及び撤去に係る利用料金の額は、指定管理者が定める額に二分の一を乗じて得た額とする。
- 四 利用料金の額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表第三（第十二条関係）

駐車場の利用料金の範囲

駐車することができる自動車の範囲	単位	利用料金の範囲
道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する自動車のうち、普通自動車並びに二輪自動車以外の小型自動車及び軽自動車	一台につき 一時間まで 一時間を超える時間 三〇分までごとに	二一〇円から三九〇円まで 一〇〇円から二〇〇円まで

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、附則第五項の規定は、公布の日から施行する。

（広島県縮景園使用料条例の廃止）

- 2 広島県縮景園使用料条例（昭和三十年広島県条例第三十三号）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この条例による改正後のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）中相当する規定があるものは、それぞれこれらの相当する規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（これに基づく規則その他の規程を含む。）の規定により利用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

（広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正）

- 5 広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「ものは、規則」の下に「（教育委員会規則を含む。以下同じ。）」を、「知事」の下に「又は教育委員会（以下「知事等」という。）」を加える。

第三条から第八条までの規定中「知事」を「知事等」に改める。

第十条中「知事」を「知事等」に、「第二条、第四条」を「第二条中「規則（教育委員会規則を含む。以下同じ。）」とあるのは「企業管理規程」と、第四条」に改める。

広島県立少年自然の家設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第二十二号

広島県立少年自然の家設置条例の一部を改正する条例

広島県立少年自然の家設置条例（昭和四十八年広島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表広島県立吉田少年自然の家の項を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

ひろしま教育の日を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第二十三号

ひろしま教育の日を定める条例の一部を改正する条例

ひろしま教育の日を定める条例（平成十三年広島県条例第四十号）の一部を次のように

改正する。

第一条中「教育基本法(昭和二十二年法律第二十五号)」を「教育基本法(平成十八年法律第二百十号)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県警察本部の組織に関する条例及び広島県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十四号

広島県警察本部の組織に関する条例及び広島県行政手続条例の一部を改正する条例

(広島県警察本部の組織に関する条例の一部改正)

第一条 広島県警察本部の組織に関する条例(昭和二十九年広島県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第四条警務部の項第八号中「留置場」を「留置施設」に改める。

(広島県行政手続条例の一部改正)

第二条 広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「留置場(広島県警察本部又は警察署に置かれる人を留置するための施設をいう。)」を「留置施設」に改める。

附則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第五十八号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十五号

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例の一部を改正する条例

広島県個別労働関係紛争のあっせんに関する条例(平成十三年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十六号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「、農林漁業普及指導手当」を削る。

第四条の二後段を削る。

第十四条の二第二項中「百分の二十五をこえない」を「百分の十二を超えない」に改める。

第十四条の三第一項中「百分の四をこえない」を「百分の二を超えない」に改める。

第十四条の四第三項中「百分の十」を「百分の六」に、「百分の六」を「百分の四」に改める。

第十四条の五第一項中「規定する定時制の課程」の下に「(夜間において授業を行うものに限る。以下この項において同じ。)」を加え、「及び教員」を「、教員」に、「並びにこれらの高等学校の」を「及び」に改め、同条第二項中「百分の十」を「百分の六」に、「百分の八をこえない」を「百分の四を超えない」に改める。

第十四条の六を削り、第十四条の七を第十四条の六とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
(定時制通信教育手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十四条に規定する定時制の課程(昼間において授業を行うものに限る。以下「昼間定時制の課程」という。)を置く高等学校に勤務していた職員のうち、改正前の職員の給与に関する条例第十四条の五の規定により定時制通信教育手当を支給することとされていた職員であつて、施行日以後も引き続き当該高等学校の校長(本務として当該高等学校の校長の職にある者に限る。)、教員(昼間定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに本務として昼間定時制の課程における教育に従事する教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。))に限る。及び実習助手であつて人事委員会規則で定める者については、施行日から平成二十年三月三十一日までの間、改正後の職員の給与に関する条例第十四条の五の規定にかかわらず、その者の給料月額に百分の五(職員の給与に関する条例第十七条の三の規定により管理職手当の支給を受ける者にあつては、百分の三)を乗じて得た額の定時制通信教育手当を月額により支給する。

3 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)附則第九条の規定による給料を支給される職員に関する前項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)附則第九条の規定による給料の額との合計額」とする。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「から第十四条の六まで」を、「第十四条の五」に改める。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

5 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十条第一項中「第十四条の六第二項」を削る。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特務勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第四十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第二項中「百分の十」を「百分の六」に改める。

第十八条から第二十一条までを次のように改める。

第十八条から第二十一条まで 削除

第二十六条第二項中「百分の十」を「百分の六」に改める。

第三十六条第一項第三号中「休日」を「(次号において「週休日」という。)若しくは同条例に規定する休日」に、「以下「週休日等」を「次号において「休日等」に改め、

同項第四号中「週休日等又は土曜日若しくはこれに相当する日」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が四時間である日」に改め、同条第二項第四号中

「千七百円」を「二千円」に改め、同項第五号中「千二百円」を「千五百円」に改める。

第四十四条第一項中「広島県立看護専門学校」を「広島県立三次看護専門学校」に改める。

第五十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十八号

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和二十八年広島県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の十」を「百分の六」に、「百分の八」を「百分の四」に改める。

第九条第三項中「百分の四」を「百分の二」に、「百分の八」を「百分の四」に、「百分の十二」を「百分の六」に、「百分の十六」を「百分の八」に、「百分の二十」を「百分の十」に、「百分の二十五」を「百分の十二」に改める。

第十条第三項中「、異動等の日から起算して五年を経過する日までの間は百分の四、五年を経過した日以後は」を削る。

附 則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十九年三月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第二十九号

広島県議会委員会条例の一部を改正する条例

広島県議会委員会条例(昭和三十四年広島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「十二人」を「十一人」に、「出納長室」を「会計管理局」に改め、同条第二号中「十二人」を「十一人」に改め、同条第三号中「農林委員会」を「農林水産委員会」に、「十二人」を「十一人」に改め、同条第四号中「十二人」を「十一人」に改める。

附 則

この条例は、平成十九年四月三十日から施行する。ただし、第二条第一号の改正規定中「出納長室」を「会計管理局」に改める部分は、平成十九年四月一日から施行する。